鳥取県漁業調整規則(令和２年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第１項の規定に基づき、規則第５条第１項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

１　制限措置の内容

小型いかつり漁業（県外船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	１月１日から 12 月 31 日まで	定めなし	５トン以上 10 トン未満	北海道に住所又は漁業根拠地を有する者	２
					新潟県に住所又は漁業根拠地を有する者	１
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	１
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	１７
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	１
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	４
	最大高潮時海岸線から 27,000 メートル以遠の鳥取県沖合	１月１日から 12 月 31 日まで	定めなし	10 トン以上 30 トン未満	北海道に住所又は漁業根拠地を有する者	３１
					青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	１７
					岩手県に住所又は漁業根拠地を有する者	３
					山形県に住所又は漁業根拠地を有する者	２
					富山県に住所又は漁業根拠地を有する者	１

					石川県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	6
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					佐賀県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	２２

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年 11 月１日から同月 30 日まで

３　許可の有効期間

令和９年１月１日から同年 12 月 31 日まで

４　この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。